

意見書案第8号

新型コロナウイルス感染症のPCR検査体制拡大を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和2年9月29日

東近江市議会議長  
西崎 彰 様

提出者

東近江市議会 福祉教育こども常任委員会  
委員長 戸嶋 幸司

## 新型コロナウイルス感染症の PCR 検査体制拡大を求める意見書(案)

新型コロナウイルスの感染急拡大は、きわめて憂慮すべき事態となっています。滋賀県でも、感染の急激な拡大により、7月末時点で171人であった感染者数はわずか1箇月後の8月末日には倍以上の450人に膨れ上がりました。

小まめな手洗い、マスクの着用、三密を避けるなど、お互いが感染防止対策を講じていますが、感染経路不明の罹患者数は増加しており、県内では、特別養護老人ホームや病院などでクラスター（集団感染）が発生しております。

今後の感染拡大を抑制する対策は、季節性インフルエンザの流行時期と重なることから、PCR検査を必要な人が必要な時に、速やかに検査を受けられることが必要で、積極的な検査戦略に転換することが最重要課題であり、地域住民が望むことです。

また、検査費用の負担については、例えば、積極的な検査体制により件数が大幅に増加した場合や、感染症法の分類が変更された場合も「公費」扱いとすることで、身近な検査となります。

このようなことから、新型コロナウイルス感染症から生命と暮らしを守るため、PCR検査体制の拡大等抜本的な対策を講じる必要があります。国におかれては、国民の生命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止対策等を総合的かつ強力で推進するため、下記事項について措置を講じるよう強く要望します。

### 記

- 1 濃厚接触者だけではなく、感染者と接触した可能性のある人についても徹底したPCR検査を全額公費負担で行い、市民が安心して検査を受けられる体制を構築すること。
- 2 感染者が発生している地域においては、医療機関、高齢者施設及び介護施設に加えて、福祉施設、保育園、幼稚園、学校等集団感染による事業停止を極力避けるべき施設に係る職員にPCR検査を行える体制を整えること。
- 3 感染症法の分類において、二類感染症から変更となった場合も、公費負担を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月 日

東近江市議会議長 西 崎 彰

(送付先) 内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣